

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

三重県伊勢市長

## 公表日

令和8年2月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯10万円を支給する。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】 支給要件の確認に必要な税情報等の各種情報の照会を行う。 ※事務は終了しているが、特定個人情報ファイルを保有していることから、その取扱い終了後に評価の実施を終了する。
③システムの名称	1. 宛名管理システム 2. 障害者総合福祉システム 3. 中間サーバー 4. 団体内統合利用番号連携サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条及び第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく省令第2条の表第160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉総務課
②所属長の役職名	福祉総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 健康福祉部福祉総務課 電話:0596-63-6756
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月4日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[○] 人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		[ ]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠						
9. 監査						
実施の有無		[○] 自己点検	[○] 内部監査	[ ] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発		[ ] 十分に行っている		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられる対策		[ ] 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策				
		<選択肢>				
		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】		[ ] 十分である		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠		当市において、情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を策定し、「情報資産の分類と管理」、「情報システム全体の強靭性の向上」、「物理的セキュリティ」、を遵守している。 また、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるよう、バックアップを保管している。				

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第100項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示第5号	番号法第9条第1項、別表第一第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示第5号	事後	
令和4年7月5日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年12月10日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和8年2月2日	I.関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱事務 ②事務の概要		事務の現状についてを記載	事後	
令和8年2月2日	I.関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第101項	番号法第9条第1項別表第135の項	事後	
令和8年2月2日	I.関連情報 4.情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 第121項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく省令第2条の表第160の項	事後	
令和8年2月2日	IV. リスク管理 8. 人手を介在させる作業		項目の追加	事後	
令和8年2月2日	IV. リスク管理 9.監査 実施の有無	[ ]内部監査	[ ○ ]内部監査	事後	
令和8年2月2日	IV. リスク管理 11.最も優先度が高いとされる対策		項目の追加	事後	